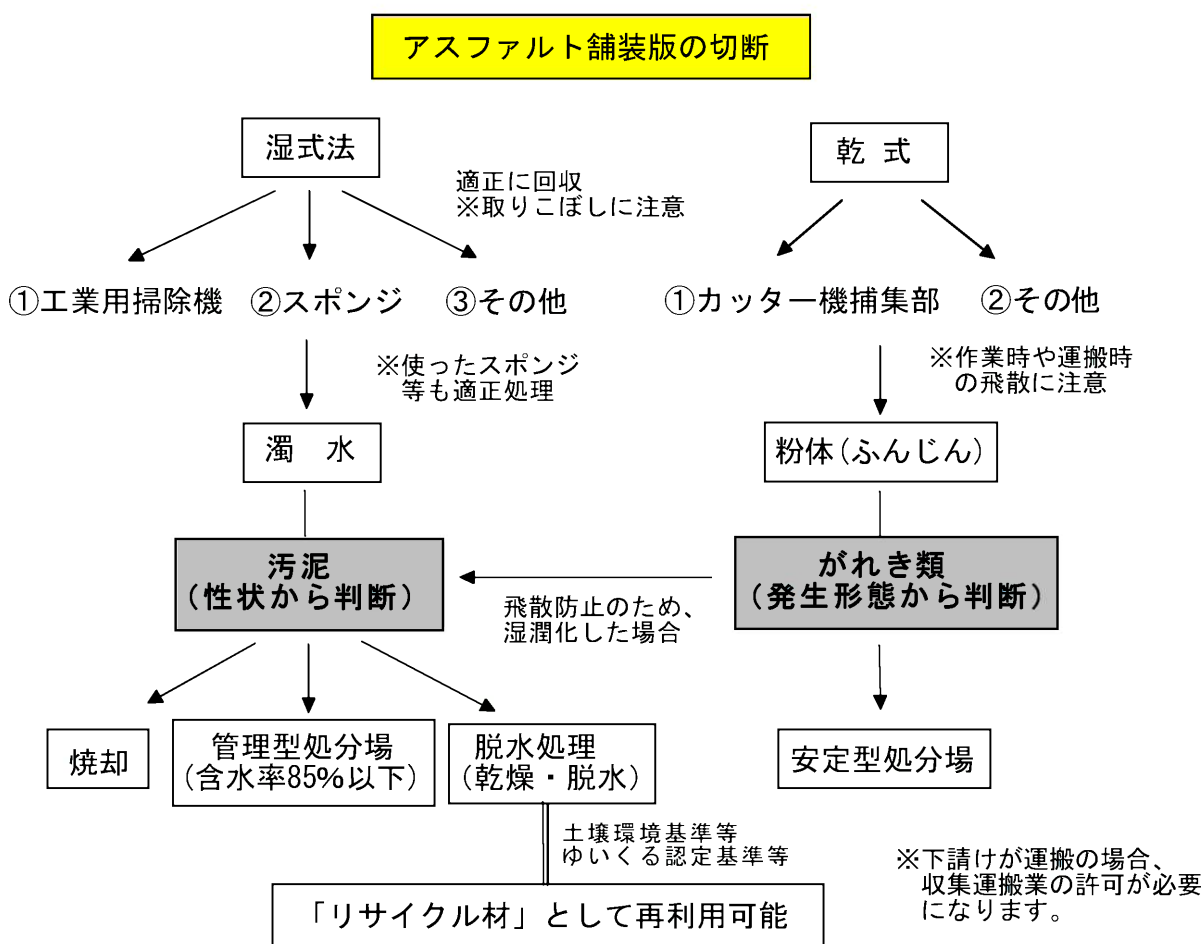


アスファルト舗装版の切断に係る濁水及び粉体の適正処理について

1. 適正処理に向けた背景

- (1)平成24年3月13日付け、国土交通省から各地方整備局等にアスファルト舗装版の切断時に発生する濁水を適正に回収・処理するとともに、工事発注時に適正な費用を計上するよう通知がある。
- (2)同通知を受けて県土木建築部においても「取り扱い基準」を定め、発生する濁水は汚泥として廃掃法に従って適正に回収・処理するよう通知がある。
- (3)その後、湿式に変わって乾式の機械が普及し、粉体の取り扱いについて質問が多く寄せられたことから、県環境整備課から「がれき類」として処理するよう通知を行った。

2. 沖縄県内における処理の流れ



3. 工事発注者の義務

- (1)工事発注時には、処分費用まで含めた適正価格で積算の上、発注すること。
- (2)工事完了時には、委託契約書(写)、マニフェスト等により適正処理を確認する。
- (3)民間事業者、個人住宅等の道路工事の許可(水道・ガス引込工事、歩道乗入工事)の際にも上記(1)～(2)に留意する。

4. 備考

- (1)回収方法等の詳細は別添の通知をご参照ください。
- (2)現在の取り扱いは環境省の通知等があれば変更になる場合があります。
※環境省産業廃棄物課に確認したところ、当面通知の予定は無いとのこと。
- (3)同問題の苦情、業者指導は管轄保健所が対応しますので、忌憚なくご相談ください。